

岩手県医療局管理規程第 13 号

医療局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局行政文書管理規程の一部を改正する規程

医療局行政文書管理規程（平成 12 年岩手県医療局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（法規主任）</u></p> <p>第 10 条 管理課に<u>法規主任</u>を置く。</p> <p>2 <u>法規主任</u>は、正副各 1 人とし、管理課総括課長が所属職員のうちから指名する。ただし、副担当は、必要に応じて複数人指名することができる。</p> <p>3 <u>法規主任</u>は、次に掲げる事項を処理しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（行政文書の記号、番号等）</p> <p>第 32 条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としないものは、この限りでない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 指令 医療局名、指令、年次の数字、「医」を冠した課名の頭字又は病院の頭字（「岩手県立」を除く。）、病院にあつては、「病」又は「診」の字及び文書処理簿又は文書処理補助簿による番号。ただし、病院の頭字については、大船渡病院にあつては「大船渡」、<u>大迫病院にあつては「大迫」、大東病院にあつては「大東」、大槌病院にあつては「大槌」、花巻厚生病院にあつては「花厚」とし、中央病院附属紫波地域診療センターにあつては「紫地」、磐井病院附属花泉地域診療センターにあつては「花地」とすること。</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>（法務幹事）</u></p> <p>第 10 条 管理課に<u>法務幹事</u>を置く。</p> <p>2 <u>法務幹事</u>は、正副各 1 人とし、管理課総括課長が所属職員のうちから指名する。ただし、副担当は、必要に応じて複数人指名することができる。</p> <p>3 <u>法務幹事</u>は、次に掲げる事項を処理しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（行政文書の記号、番号等）</p> <p>第 32 条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としないものは、この限りでない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 指令 医療局名、指令、年次の数字、「医」を冠した課名の頭字又は病院の頭字（「岩手県立」を除く。）、病院にあつては、「病」又は「診」の字及び文書処理簿又は文書処理補助簿による番号。ただし、病院の頭字については、大船渡病院にあつては「大船渡」、大東病院にあつては「大東」、大槌病院にあつては「大槌」、花巻厚生病院にあつては「花厚」とし、中央病院附属紫波地域診療センターにあつては「<u>紫地</u>」、<u>中央病院附属大迫地域診療センターにあつては「大地</u>」、<u>磐井病院附属花泉地域診療センターにあつては「花地</u>」、<u>二戸病院附属九戸地域診療センターにあつては「九地</u>」とすること。</p> <p>（3） [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。